2022 (R04) 年2月20日から

長期優良住宅法・住宅品確法の改正伴い、長期優良住宅の認定手続きが変わります。 詳しくは国交省のホームページで確認下さい。

住宅性能評価を行う民間機関((株)近確機構)の業務

- ① 「住宅性能評価と併せて長期使用構造等の確認」の申請 ⇒評価書の交付*「長期使用構造等の確認」の結果記載
- ② (長期使用構造等)『確認申請書』の申請
 - ⇒『長期使用構造等である旨の確認書』の交付

*注:長期優良住宅の技術的審査業務は終了となります



所管行政庁へ「認定申請書」の提出

このことに伴い

- 1. 申請等の書式
- 2. 業務規程及び料金

などが変わります。

*業務規程及び料金については、現在関係官庁への届出中(審査中)です。 決定次第ホームページに掲載させて頂きます。

尚

2022 (R04) 年 2 月 20 日以降に申請を予定されている事案については 事前にご相談下さい。

担当部署 株式会社近確機構 住宅性能評価部

Tell: 06-6942-7764